

水道のしおり



◆ 三次市水道事業は令和5年4月1日より広島県水道広域連合企業団が運営しています

広島県水道広域連合企業団(水道企業団)は、三次市を含む県内の14市町と広島県が、水道事業などを共同で経営することを目的に設立した特別地方公共団体で、令和5年4月1日より運営を開始しました。

三次市内での水道のご利用については、水道企業団三次事務所(旧三次市水道局)が窓口となります。

◆ こんなときはお届けください

水道に関することはすべて届出制になっています。

次のときは3～4日前までに、水道企業団三次事務所または三次市各支所に届け出てください。

- 引越しや家の新築などで、新たに水道を使用するとき
- 引越しや長期間留守にするなどで、水道を使用しなくなるとき
- 使用者や所有者が変わるとき
- 家屋を解体して水道を廃止するとき

水道の使用を中止または廃止されても届出がないと、水道を使用されなくても基本料金がかかりますので必ず手続きをしてください。

◆ 水道工事は指定給水装置工事事業者へご依頼ください

新しく水道を引かれるとき、又は増設や改造、その他水道工事をされるときは、「指定給水装置工事事業者」へご依頼ください。指定給水装置工事事業者の連絡先などについては、水道企業団のホームページでご覧いただくか、水道企業団三次事務所へお問い合わせください。



指定給水装置工事事業者一覧
(水道企業団ホームページ)

◆ 加入金・手数料について

工事区分に応じ、次のとおり加入金・手数料が必要です。

- ・ メーター取り付けを伴う工事 …………… 加入金、設計審査手数料、工事検査手数料
- ・ 増設や改造、その他水道工事 …………… 設計審査手数料、工事検査手数料

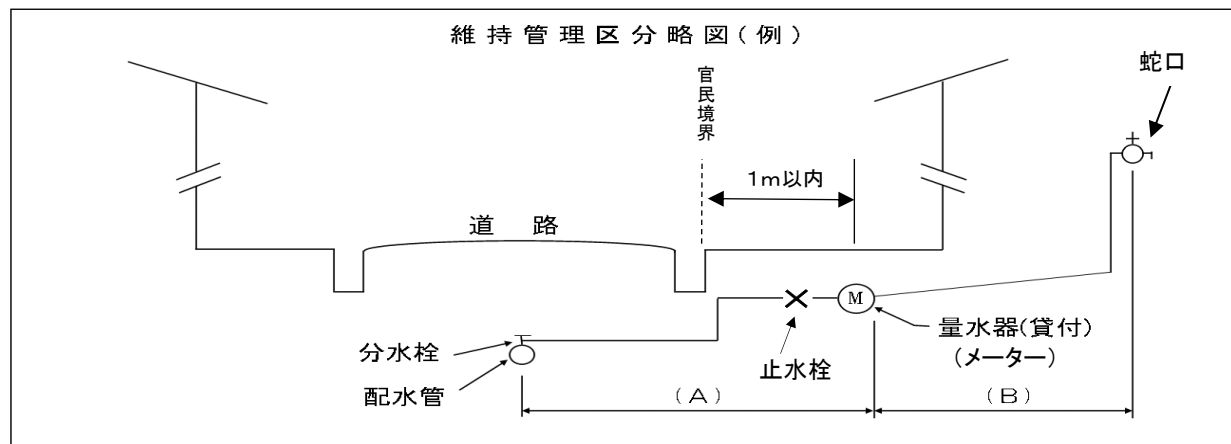
(加入金は消費税込み額)(単位:円)

口 径	13 mm	20 mm	25 mm	30 mm	40 mm	50 mm
加入金	44,000	99,000	165,000	330,000	550,000	990,000
設計審査手数料	1,000	1,000	1,000	2,000	2,000	2,000
工事検査手数料	1,000	1,000	1,000	1,500	1,500	1,500

※メーター口径を大きくされる場合は、新しい口径の加入金と元の口径の加入金との差額を納めていただきます。なお、旧三次市以外において平成 29 年 3 月以前に水道を接続されている方は、表に記載の加入金を納付してあるものとみなします。ただし、口径 13 mm については「55,000 円(税込)」と読み替えます。

◆ 給水装置の維持管理について

配水管の分岐から各家庭の蛇口までを給水装置といいます。維持管理区分は次のとおりです。



(A)……の部分はお客様が負担し水道企業団が管理します。ただし量水器(メーター)は貸付です。

(B)……の部分はお客様が負担し管理していただきます。

◆ 「水道の検針」と「メーター交換」にご協力をお願いします

- ・ 水道メーターはいつでも検針できるように、メーターボックスの上には絶対に物を置かないでください。
- ・ 犬は出入口やメーターボックスから離してつないでください。
- ・ 計量法により、水道企業団にはメーターの交換義務があります。自宅敷地内を舗装するなどメーターボックス周辺を改造される場合は、メーター交換ができなくなるおそれがありますので事前に水道企業団へ相談をお願いします。

◆ 水道料金の算定方法について

水道料金は、2ヶ月ごとにメーターの検針を行い、計量した使用水量を^{にぶん}二分して、検針月分と翌月分として算定しています。(2ヶ月ごとの検針ですので、使用月から2ヶ月遅れての請求となります。)

奇数月検針	君田町、布野町、作木町、吉舎町、三和町、甲奴町
偶数月検針	旧三次市、三良坂町

水道料金は、{① 基本料金 ② 超過料金 ③ メーター使用料} の合計額です。

用途	基本水量	①基本料金	②超過料金
家事用 営業用 臨時用	10 m ³ まで	2,000 円	11 m ³ ～ 220 円/m ³

③メーター使用料	口径	13mm	20mm	25mm	30mm	40mm	50mm
	金額	80 円	110 円	150 円	230 円	320 円	450 円

(①②③における金額は消費税抜き額)

※請求額には消費税を加算します。

◆ 水道料金のお支払いについて

口座振替によるお支払い

口座振替の手続きは、預貯金通帳・お届け印をご持参のうえ、次の取扱金融機関窓口で手続きしてください。振替日は原則として、毎月の月末(12月 は 25 日)で、休日の場合は翌営業日です。

振替不能の場合は、翌月 15 日(休日の場合は翌営業日)に再振替を行います。

取 扱 金 融 機 関

JA ひろしま 、 広島銀行 、 もみじ銀行 、 中国銀行 、 中国労働金庫
広島みどり信用金庫 、 両備信用組合 、 ゆうちよ銀行

納入書によるお支払い

納入書を毎月 20 日前後に発行します。上記取扱金融機関のほか、コンビニエンスストア、スマートフォン決済(PayPay・PayB)、水道企業団三次事務所、三次市役所、各支所の窓口で納付してください。

※スマートフォン決済の納付方法については、各アプリのホームページでご確認ください。

◆ こんなときは

宅地内の給水管から水がふき出したとき

メーターボックス内の止水栓を右に回して、水がふき出るのを止めてください。止水栓で止まらないときは、破損した箇所にはタオル等を巻きつけ、水が飛び散るのを防ぐなど応急手当をして、指定給水装置工事事業者にご連絡ください。

見えないところで水が漏れているとき

水道管の通っている付近が湿っている、水道を使っていないのに、蛇口や壁の付近で音がする、いつもに比べて使用量が多い。こんな時は、見えないところで漏水している場合があります。蛇口を全部閉めた状態で、メーターのパイロットが回っていれば漏水しているおそれがありますので、指定給水装置工事事業者にご連絡ください。



道路での漏水を見つけたとき

道路で漏水を見つけたときは、お手数をおかけしますが、水道企業団三次事務所にご連絡をお願いします。

◆ 水道料金の漏水減免制度について

水道メーターより家側で漏水が発生し修理を行った場合、漏水した水量の水道料金を一部減免できる場合があります。

※申請および制度に関するお問い合わせは水道企業団三次事務所へご連絡ください。

※修理は、指定給水装置工事事業者へご依頼ください。

漏水減免の対象になる場合

- 地中、床下、壁の中等で起こり、発見が困難な場所での漏水 など。

漏水減免の対象にならない場合

- 漏水の発見が容易
- 蛇口、貯水・受水槽または給湯器等の給水器具本体の故障 など。



広島県水道広域連合企業団 三次事務所

〒728-0021 三次市三次町501番地（寺戸浄水場内）

TEL : (0824) 62-4843 FAX : (0824) 62-8111

<https://www.union.hiroshima-water.lg.jp>



広島県水道広域連合企業団
ホームページ

受付
時間

水道企業団三次事務所窓口 …… 8時30分～17時15分（年末年始を除く）

三次市役所および各支所窓口1階 … 8時30分～17時15分（平日のみ）